

幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会 (西東京市資料)

1 最近の動向

(1) 人口の推移

当市の人口は、大規模マンションの増加などにより年々増え続け、平成 29 年度に 20 万人を超えたところである。就学前人口は、各年度 1 万弱を推移している。

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
住民基本台帳人口	198,357	199,297	200,098	201,406	202,383	202,399
就学前人口	9,785	9,823	9,653	9,576	9,635	9,451

*平成 27 年度～平成 29 年度は 4 月 1 日現在の数値。平成 30 年度～平成 32 年度は人口推計による数値

(2) 保育施設数及び待機児童数の推移（各年度 4 月 1 日現在の施設数及び利用定員数）

待機児童の取組としては、待機児童の多くが 0 歳から 2 歳までの児童であることから、新制度以降、認可保育所及び小規模保育事業の整備に努めている。平成 27 年度から平成 30 年度までの整備としては、17 施設を整備し、651 人の枠を増やしており、また、既存施設の改修や弾力化などの取組をいれると、約 800 人の受入れ拡大を図ってきたところである。

新規申請者は、毎年度約 1,200 人前後であり、保育を利用したい、保育ニーズは上がっており、待機児童数は、保育施設を整備しても解消されない状況である。

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数
認可保育所	29	2,824 人	30	2,918 人	34	3,212 人	35	3,286 人
地域型保育事業所	13	107 人	15	142 人	24	285 人	25	321 人
認可外保育施設	15	383 人	15	384 人	14	360 人	14	358 人
合計	57	3,314 人	60	3,444 人	60	3,857 人	74	3,965 人
新規申請者数	1,182 人		1,131 人		1,256 人		1,186 人	
ニーズ率*	34.3%		36.2%		38.7%		41.2%	
待機児童数	143 人		154 人		146 人		未定	

*ニーズ率＝2号・3号認定者/就学前人口

(3) 幼稚園等定員数と入園児数の推移（毎年5月1日現在）

西東京市には、公立幼稚園は無く、私立幼稚園や幼稚園類似施設等の数については、私立幼稚園 13 園、幼稚園類似施設 3 園、無認可施設 1 園となっている。（平成 29 年 5 月 1 日現在）

私立幼稚園が認可保育所に準じた預かり保育を実施することで、就労家庭の幼児教育ニーズや地域型保育事業の卒園児の受け入れ先となり、待機児童解消に向けた下支えとなることを期待して、市単独において補助金の充実を図っている。

新制度の幼稚園や認定こども園化については、私立幼稚園 13 園で構成される「西東京市私立幼稚園連絡協議会」と協議を重ねているが進んでいない。

	平成27年度				平成28年度				平成29年度			
	施設数	定員	入園児数	差	施設数	定員	入園児数	差	施設数	定員	入園児数	差
私立幼稚園	13	3,463	3,078	385	13	3,463	2,950	513	13	3,463	2,825	638
幼稚園類似施設	3	198	135	63	3	198	115	83	3	198	106	92
無認可施設	2	80	29	51	1	30	10	20	1	30	17	13
計	18	3,741	3,242	499	17	3,691	3,075	616	17	3,691	2,948	743

※ 市外在住の子どもも含む。

2 利用者負担軽減の地方単独の取組

(1) 保育所及び地域型保育事業

当市の利用者負担（保育料）については、従来、国基準徴収額の 50%を目途に保護者に負担していただき、残りを市が負担し負担軽減を図ってきた。

新制度の実施にあたり、保育事業の継続、待機児童対策の更なる推進及び保育の質の向上を図るため、将来的には国が想定している利用者負担（国基準徴収額の 100%）を負担いただく方針とし、平成 28 年度に改定を行った。

平成 28 年度決算における国基準徴収額の保護者負担割合は 57.6%となり、市負担による保護者負担軽減は 42.4%、6 億 2,803 万 6 千円となっている。

【別紙 1】 参照

(2) 認可外保育施設

認可外保育施設については、保護者負担軽減策として、平成 28 年度までは月額 8,000 円を補助してきたが、平成 29 年度からは東京都が 3 年間の時限で市負担の半分を補助する制度を活用し、月額 16,000 円を補助している（市負担は事業費 1/2 で 2,972 万円）。

【別紙 1】 参照

(3) 幼稚園

- ①私学助成制度の私立幼稚園については、就園奨励費補助金（国 1/3、市 2/3）のほか、保護者負担軽減事業費補助金（都補助単価、市月額 5,200 円上乗せ）により、負担軽減を図っている。
- ②幼稚園類似施設については、市単独補助制度である就園奨励費補助金（市 10/10）のほか、保護者負担軽減事業費補助金（都補助単価、市月額 5,200 円上乗せ）により、負担軽減を図っている。
- ③無認可施設については、保護者負担軽減事業費補助金（都補助単価、市月額 5,200 円上乗せ）により、負担軽減を図っている。

これらの負担軽減事業に対する市負担の総額は、3 億 7,949 万 3 千円となっている。

【別紙 2】参照

3 幼稚園の預かり保育の状況

① 実施幼稚園

実施状況	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
教育時間前（1 時間以上）	3	4	7
教育時間後（3 時間以上）	7	4	3
教育時間後（4 時間以上）	6	9	10
春期休暇	7	9	12
夏期休暇	12	13	13
冬期休暇	9	11	13

② 利用延べ人数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)
利用延べ人数（人）	59,247	64,314	69,940
実施延べ日数（日）	2,583	2,674	2,808
平日	2,202	2,242	2,314
長期休暇	381	432	494

4 保育の必要性認定、利用調整

利用調整としては、保育所入所選考基準に基づき審査をしている。保育所入所選考基準は、基本指数、調整指数、優先項目の3つからなり、基本指数と調整指数の合計指数の高い順から入所できるが、指数が同数だった場合には、優先項目の優先順位により審査し、選考している。

【別紙 3】 参照

特定教育・保育施設 認定者数（毎年 4 月 1 日現在）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1 号認定	93 (93)	98 (98)	99 (99)
2 号認定	1,805 (14)	1,850 (11)	1,918 (10)
3 号認定	1,561	1,715	1,833 (1)
計	3,459 (107)	3,663 (109)	3,850 (110)

※かっこ書きは市外の認定こども園の利用者数

5 幼児教育無償化にあたっての要望

- (1) 無償化の対象範囲については、東京都及び市が保護者負担補助を行ってきた、幼稚園類似施設、幼稚園無認可施設及び認可外保育施設（認証保育所、定期利用保育事業）についても、幼児期の教育・保育を担っていることから、等しく無償化の範囲とすることを要望する。
- (2) 私学助成制度による私立幼稚園において実施している預かり保育事業については、既存の施設を活用した保育ニーズの受け皿となり得ることから、預かり保育に係る保護者負担についても無償化の対象としていただきたい。
- (3) 無償化にあたっては、市の財政負担等が新たに生じないような制度設計をお願いしたい。
 - ・本市の私立幼稚園の保護者は第5及び第6区分に属する世帯が多いため、今後、現在の就園奨励費補助金制度（国 1/3、市 2/3）で無償化に対応した場合、市の財政負担は4億486万3千円の増（【別紙2参照】）となることが想定される。第6区分の第1子も対象範囲とするとともに、負担割合について見直しを行い、市負担の軽減を図られたい。
 - ・認可保育所のうち、公立については、利用者負担以外は全額市の負担となっている。今後、利用者負担を無償化した場合、公立は全額を市が負担することとなり、私立を含めた3～5歳児の無償化による市負担の影響は1億8,522万4千円の増（【別紙1】）と想定される。公立に対する市負担増を交付税で措置するのではなく、特定財源での措置をお願いしたい。
 - ・認可外保育施設の無償化にあたっては、過度な市の事務負担が生じないよう、窓口の一本化など簡略な制度設計をお願いしたい。

1 平成28年度決算に係る費用負担割合

【現行】

(単位:千円)

	公定価格 【公費負担部 分】	公定価格 【利用者負担 (国基準)部分】	利用者負担 (保育料)	市
保育施設	2,598,635	1,480,516	852,480	628,036 (42.4%)

※保育施設とは、認可保育所(公立、私立)、家庭的保育事業、小規模保育事業をいう。

2 認可外保育施設入所児童保護者助成金

(単位:千円)

平成29年度見込み	
人数	金額
369	59,440

■3～5歳児 保育無償化による影響(平成28年度決算額)

【現行】

(単位:千円)

	公定価格 【利用者負担 (国基準)部分】	利用者負担 (保育料)	公費負担		
			国(負担なし)	都(負担なし)	市
公立保育園	483,098	269,297	0	0	213,801
私立保育園	335,116	167,264	0	0	167,852
市負担影響額 A					381,653

【無償化後】

	公定価格 【利用者負担 (国基準)部分】	利用者負担 (保育料)	公費負担		
			国(1/2)	都(1/4)	市(1/4)
公立保育園	483,098	0	0	0	483,098
私立保育園	335,116	0	167,558	83,779	83,779
市負担影響額 B					566,877
市負担影響額 (B-A)					185,224

①私立幼稚園：実質保護者負担及び公費負担割合（平成29年度）

（円）

（第1子）	年 額										保護者 実負担
	平均 保育料	就園奨励費補助金			保護者負担軽減事業費補助金			公 費 計			
		国	市	計	都	市	計	うち市負担分	うち市負担割合		
生活保護	332,400	102,667	205,333	308,000	74,400 (24,400)	62,400 (0)	136,800 (24,400)	444,800 (332,400)	267,733 (205,333)	60.2% (61.8%)	0
非課税	332,400	90,667	181,333	272,000	74,400 (60,400)	62,400 (0)	136,800 (60,400)	408,800 (332,400)	243,733 (181,333)	59.6% (54.6%)	0
非課税（要保護）	332,400	102,667	205,333	308,000	74,400 (24,400)	62,400 (0)	136,800 (24,400)	444,800 (332,400)	267,733 (205,333)	60.2% (61.8%)	0
所得割77,100円以下	332,400	38,400	76,800	115,200	54,000	62,400	116,400	231,600	139,200	60.1%	100,800
所得割77,100円以下 （要保護）	332,400	72,333	144,667	217,000	74,400 (74,400)	62,400 (41,000)	136,800 (115,400)	353,800 (332,400)	207,067 (185,667)	58.5% (55.9%)	0
所得割211,200円以下	332,400	20,733	41,467	62,200	42,000	62,400	104,400	166,600	103,867	62.3%	165,800
所得割256,300円以下	332,400	0	0	0	28,800	62,400	91,200	91,200	62,400	68.4%	241,200
所得割256,301円以上	332,400	0	0	0	0	62,400	62,400	62,400	62,400	100.0%	270,000

※保育料は市内私立幼稚園平均値

※（ ）は、補助金限度額（保育料上限）による実負担額等

②幼稚園類似施設：実質保護者負担及び公費負担割合（平成29年度）

（円）

（第1子）	年 額										保護者 実負担
	平均 保育料	市単独補助			保護者負担軽減事業費補助金			公 費 計			
			市	計	都	市	計	うち市負担分	うち市負担割合		
生活保護・非課税	285,600		47,280	47,280	74,400	62,400	136,800	184,080	109,680	59.6%	101,520
所得割非課税	285,600		35,760	35,760	74,400	62,400	136,800	172,560	98,160	56.9%	113,040
所得割77,100円以下	285,600		27,120	27,120	54,000	62,400	116,400	143,520	89,520	62.4%	142,080
所得割77,100円以下 （要保護）	285,600		27,120	27,120	74,400	62,400	136,800	163,920	89,520	54.6%	121,680
所得割211,200円以下	285,600		19,080	19,080	42,000	62,400	104,400	123,480	81,480	66.0%	162,120
所得割256,300円以下	285,600		0	0	28,800	62,400	91,200	91,200	62,400	68.4%	194,400
所得割256,301円以上	285,600		0	0	0	62,400	62,400	62,400	62,400	100.0%	223,200

※保育料は市内幼稚園類似施設平均値

③無認可施設：実質保護者負担及び公費負担割合（平成29年度）

（円）

（第1子）	年 額										保護者 実負担
	平均 保育料				保護者負担軽減事業費補助金			公 費 計			
					都	市	計	うち市負担分	うち市負担割合		
全世帯	336,000				0	62,400	62,400	62,400	62,400	100.0%	273,600

※保育料は市内無認可施設平均値

④保護者負担軽減事業費補助金（市単独部分）（千円）

	平成28年度	
	延べ件数	金額
私立幼稚園	34,144	169,651
幼稚園類似施設	1,054	5,480
無認可施設	321	1,669
計	35,519	176,800

⑤就園奨励費補助金（市単独補助分）（千円）

	平成28年度	
	延べ件数	金額
幼稚園類似施設	55	1,620

⑥無償化の影響（就園奨励費補助金）

（千円）

	平成28年度		（想定）無償化後		市負担の増	
	事業費	市負担分	事業費	市負担分	事業費	市負担分
私立幼稚園	293,049	201,073	850,559	583,604	557,510	382,531
幼稚園類似施設			27,338	18,225	27,338	18,225
無認可施設			6,160	4,107	6,160	4,107
計	293,049	201,073	884,057	605,936	591,008	404,863

※無償化を年額308,000円、市負担2/3と想定した場合

■ 利用申込み

市が利用申込先である保育所等の利用にあたっては、利用申込書に保育の必要性を証する書類を添えて申し込みます。(支給認定を受けていても、保育所等の定員に空きがない場合、定員より利用希望者が多い場合等、すぐに利用できず利用保留となる場合もあります。あらかじめご承知おきください。)

認定事由別保育必要量及び有効期間

	認定事由		保育必要量	有効期間 ※1 (各区分の期間のうち短い期間)
①	就労	原則1か月120時間以上	保育標準時間	・労働契約終了日が含まれる月の末日まで(有期雇用の場合) ・小学校就学前まで
		原則1か月120時間未満48時間以上	保育短時間	
②	妊娠又は出産後間がない (出産予定日前2か月又は 出産後2か月以内)		保育標準時間又は 保育短時間	・出産日から8週を経過する日の翌日 が含まれる月の末日まで ・小学校就学前まで
③	疾病・負傷・障害		保育標準時間又は 保育短時間	・小学校就学前まで
④	介護・看護		保育標準時間又は 保育短時間	・小学校就学前まで
⑤	災害など復旧		保育標準時間	・小学校就学前まで
⑥	求職活動		保育短時間	・支給認定効力発生日から90日を経 過する日が含まれる月の末日まで ・小学校就学前まで
⑦	就学・職業訓練		保育標準時間又は 保育短時間	・卒業、修了等予定日が含まれる月の 末日まで ・小学校就学前まで
⑧	児童虐待・DV被害支援		保育標準時間	・小学校就学前まで
⑨	在籍児童のきょうだいの出 生にともなう育児休業取得		保育短時間	・育児休業対象児が満1歳になる日が 含まれる月の末日まで ・育児休業対象児が満1歳6か月又は 満2歳になる日が含まれる月の末日 まで(※2) ・小学校就学前まで
⑩	その他	別居親族の介護・看護	保育標準時間又は	・小学校就学前まで ・就労予定日が含まれる月の初日から末日まで
		就労予定	保育短時間	

※1 3号認定の場合、お子さんが満3歳になる日の前日(誕生日の2日前)までとなる場合があります。また、認定事由が消滅した場合は、消滅時点までとなります

※2 育児休業対象児について保育所等の利用申込みをしている場合であって、保育所等(認可外保育施設を含む)を利用できずに育児休業を満1歳以降まで取得する場合に限りです。

保育所入所選考基準

◎ 基本指数

番号	類型	保護者(父母)の状況(同居の親族その他の者が保育をすることができない場合)		基本指数		
		細目				
1	居宅外就労	週5日又は月20日以上就労	1日8時間以上の就労を常態とする場合	50		
			1日7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合	45		
			1日6時間以上7時間未満の就労を常態とする場合	40		
			1日4時間以上6時間未満の就労を常態とする場合	35		
		週4日又は月16日以上就労	1日8時間以上の就労を常態とする場合	40		
			1日7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合	35		
			1日6時間以上7時間未満の就労を常態とする場合	30		
			1日4時間以上6時間未満の就労を常態とする場合	25		
		週3日又は月12日以上就労	1日8時間以上の就労を常態とする場合	30		
			1日7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合	25		
			1日6時間以上7時間未満の就労を常態とする場合	20		
			1日4時間以上6時間未満の就労を常態とする場合	15		
2	居宅内就労	週5日又は月20日以上就労	1日8時間以上の就労を常態とする場合	50		
			1日7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合	45		
			1日6時間以上7時間未満の就労を常態とする場合	40		
			1日4時間以上6時間未満の就労を常態とする場合	35		
		週4日又は月16日以上就労	1日8時間以上の就労を常態とする場合	40		
			1日7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合	35		
			1日6時間以上7時間未満の就労を常態とする場合	30		
			1日4時間以上6時間未満の就労を常態とする場合	25		
		週3日又は月12日以上就労	1日8時間以上の就労を常態とする場合	30		
			1日7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合	25		
			1日6時間以上7時間未満の就労を常態とする場合	20		
			1日4時間以上6時間未満の就労を常態とする場合	15		
		内職	週4日以上日中週30時間以上の就労を常態とする場合	20		
			週3日以上日中週12時間以上の就労を常態とする場合	15		
		3	出産	出産のため、保育にあてられない場合(出産予定月の前後2か月、通算5か月以内の期間に該当)、又は医師の判断により安静を要する状態にある場合		50
		4	疾病等	疾病・傷病	入院(概ね1か月以上とし、入院予定を含む)	50
常時病臥	50					
精神性疾患・感染症・特殊疾病	50					
一般療養(上記以外の場合)	30					
心身障害者	身体障害者手帳2級以上			50		
	精神障害者保健福祉手帳・愛の手帳1度又は2度 身体障害者手帳3級又は4級・愛の手帳3度 上記以外の場合			35 20		
5	看護及び介護	病院付添	入院中の親族の看護が必要な場合	25		
		在宅介護	常時観察・介護が必要な場合	50		
			常時観察は必要ないものの、日常生活全般に恒常的な介護が必要な場合 上記以外の場合	35 20		
6	災害	火災等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育に当れない場合		50		
7	就学及び職業訓練等	就職・事業開始に必要な公共職業能力開発施設等に通っている場合		35		
		就職・事業開始に必要な上記以外の学校に通学している場合		25		
8	求職	求職	求職のため、日中の外出を常態とする場合	10		
9	その他	i 不存在等	死亡、離別、行方不明、拘禁、離婚を前提とした別居(要証明)の場合	50		
		ii 就労・就学・開業予定	指数は就労日数・時間により類型1又は類型2の指数に準ずる			
		iii 居宅外の介護	指数は類型5の在宅介護の指数に準じる			

○別表

1	児童虐待の防止等に関する法律に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められる場合
2	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する配偶者からの暴力により保育を行うことが困難であると認められる場合
3	申込児の保護者のいずれかが満18歳未満の者である場合

上記別表の状態に該当し、支援を必要として保育を利用する場合、利用期間中に定期的に支援の必要性について見直しを行います。支援の必要性が無くなった場合は、基本指数1～9のいずれかの状態である場合に保育を利用することができます。どれにも該当しない場合は、保育の利用は終了となります。

上記以外に、児童福祉の観点から適切な保育の提供が必要であると市長が認める特別の事情がある場合は、審査及び選考を経て入所の承諾を行うことができる。

◎ 調整指数

番号	条 件	調整指数
1	父母が不存在の場合(主たる保育者が祖父母等の場合)	+50
2	ひとり親で、同居の親族・その他の人がいない場合	+45
3	ひとり親で、同居の親族・その他の人がいる場合	+40
4	生活保護受給世帯	+5
5	保護者が産休又は育児休業からの復職予定である場合	+5
6	既に保育所及び地域型保育事業所を利用している児童が、弟・妹の出生により保護者が育児休業を取得することにより退園したのち、育児休業終了にともない再度利用を申し込む場合	+15
7	兄弟姉妹がそれぞれ別の保育所又は地域型保育事業所に在籍し、いずれかが在籍している施設への転園を申し込んでいる場合	+8
8	就労内定、就学・開業予定の場合	-5
9	保護者が身体障害者手帳4級以上・精神障害者保健福祉手帳又は愛の手帳を所持し、1日4時間以上就労している場合	+3
10	申込児を認証保育所、家庭的保育事業所(地方単独事業)、定期的利用保育事業所(週3日又は月12日以上かつ1日4時間以上利用)、企業内保育室、地域型保育事業所、幼稚園等に、月極めで有償で預けていることを常態としている場合	+5
11	直近3か月の平均勤務状況が、雇用契約等で定められた勤務の80%以下である場合	-2
12	申込児の世帯に、申込児を含め、3名以上の就学前の児童がいる場合	+1
13	配偶者控除対象者になっている就労者	-3
14	6か月以上12か月未満の利用者負担又は保育料の滞納がある場合	-20
15	12か月以上の利用者負担又は保育料の滞納がある場合	-40
16	申込児が地域型保育事業所から保育の提供を受けることを常態としている場合であって、当該事業所の卒園予定者である場合(4月入園時のみ適用。)	+15

※a 「5・6・7・10・16」、「8・11・13」、「14・15」についてはそれぞれ重複適用しない。

※b 「11」について、就労直後の方は前職の給与明細等をご提出ください。又は就労を開始したところの給与明細が発行され次第、ご提出ください。

※c 「12」について、平成30年4月1日時点で就学前の児童が3名以上になる予定の方は母子手帳の写しを提出すると加算されます。

※d 「13」は育児休業取得により対象となった者は除く。

※e 「7」は事業所内保育事業の従業員枠、市外の施設を利用している場合には適用されません。

※f 「16」は市外の施設を利用している場合には適用されません。

◎ 優先項目

入所指数が同点の場合、以下の優先項目により入所順位を決定する。

第一優先項目：同居の親族その他のものが、いない場合又は保育することができない世帯の申込児を優先する

第二優先項目：第一優先項目でも順位が決定しない場合、障害がある申込児を優先する(※1)

第三優先項目：第二優先項目でも順位が決定しない場合、基本指数の種類により指数を決め、世帯で合算し、類型指数の高い世帯の申込児を優先する

◎ 類型指数

番号	類 型	類型指数
①	類型9-i (不存在等)	10
②	類型6(災害)	9
③	類型4(疾病等)	8
④	類型3(出産)	7
⑤	類型1(居宅外労働)	6
⑥	類型2(居宅内労働)	5
⑦	類型5・9-iii(看護・介護)	4
⑧	類型7(就学)	3
⑨	類型9-ii(就労内定・就学予定)	2
⑩	類型8(求職)	1

第四優先項目：第三優先項目でも順位が決定しない場合、保護者が単身赴任をしている世帯の申込児を優先する

第五優先項目：第四優先項目でも順位が決定しない場合、世帯が以下の項目に該当する項目数が多い世帯の申込児を優先する

- ① 保護者の状況(就労日数、時間、疾病状況等)が申込み締切日時時点で6か月以上継続している世帯
- ② 申込児を含め児童2名以上の保育所・地域型保育事業所の利用申込み(転園除く)をしている世帯
- ③ 小学校又は特別支援学校(高等部を除く)の卒業前の児童が3名以上いる世帯
- ④ 就労要件の保護者が勤務場所に児童を同伴し、かつ危険な業種(※2)についている場合
- ⑤ 調整指数の減点項目に該当のない世帯

第六優先項目：第五優先項目でも順位が決定しない場合、入所指数のうち、調整指数を除いた基本指数の高い世帯の申込児を優先する

第七優先項目：第六優先項目でも順位が決定しない場合、前年度の住民税額の低い世帯を優先する

※1 障害がある児童とは、身体障害者手帳4級以上、愛の手帳3度以上、精神障害者保健福祉手帳を持っている児童とする。

※2 危険な業種とは、主に以下の業種をいう。ただし、以下の業種に該当しない場合でも、児童の生命身体に著しく危険有害を及ぼす恐れのある場合は、危険な業種とみなすものとする。

- ・刃物を取り扱う業種(例:理髪店等)
- ・機械を取り扱う業種(例:印刷業等)
- ・火を取り扱う業種(例:食堂の調理場等)
- ・薬剤などを取り扱う業種(例:塗装工場等)

《入所選考基準指数表・選考について》

- 調整指数5又は調整指数6にある育児休業は、育児・介護休業に関する法令に基づく育児休業を取得している方で、かつ次の事項に該当する方です。
 - ① 同一の事業者引き続き雇用された期間が1年以上であること。
 - ② 誕生した子が1歳になった後も引き続き雇用されることが見込まれること。
 - ③ 育児休業給付金等の受給資格がある、又はそれに相当すること。
- 就労を要件としてお申込みの方で、無給もしくは限りなく無給に近い実績で就労されている方は、就労時間に関わらず「内職」の要件を適用させていただきます。
- 個人事業主・会社経営の方で、就労状況における給与・売上と「東京都における最低賃金×実労働時間×日数＝最低ライン支払額」とを比較して、両者に著しい差がある場合は、調整指数11に該当する可能性があります。また、起業準備中の場合、「求職」の要件として扱います。
- 優先項目5①は保護者両方とも状況継続している場合に適用します。転職の場合は、退職日から一か月以内の転職で、転職前と同等以上の勤務条件(日数・時間)の場合は継続とみなします。
- 優先項目5②は転入予定で申し込みの場合、市外の認可施設に入所している場合は適用されません。